

# 前橋市水道局下水道排水設備指定工事店の違反行為に係る事務処理等要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、前橋市水道局下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）による前橋市公共下水道条例（昭和37年前橋市条例第54号。以下「条例」という。）第6条の9第1項各号に該当する行為（以下「違反行為」という。）に係る事務処理、違反行為に対する指定の取消し又は指定の停止（以下「処分」という。）をしようとする場合について必要な事項を定めるものとする。

## (違反行為の調査、報告等)

第2条 指定工事店の指定事務又は下水道排水設備工事の管理事務を所管する所属長（以下「所属長」という。）は、指定工事店が違反行為を行った疑いがあるときは、その事実関係の調査を行う。

- 2 所属長は、事実関係の調査において違反行為が認められたときは、指定工事店に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導することとする。
- 3 所属長は、前項の規定による指導を行ったときは、下水道排水設備指定工事店報告書（様式第1号）を作成し、水道局長に報告するものとする。この場合において、所属長は、違反行為を行った指定工事店に対し、てん末書（様式第2号）の提出を求め（別表第1の14号を除く。）、当該報告書に添付する。

## (違反点)

第3条 所属長は、前条第1項の調査により認められた違反行為が、別表第1に定める違反行為等に該当するときは、当該違反行為等に応じ、同表に定める違反点を指定工事店に付加する。

- 2 違反点の付加については、所属長が下水道排水設備指定工事店等違反行為通知書（様式第3号）を指定工事店に送付する。
- 3 第1項の違反点の付加日は、指定工事店からてん末書が提出された日又はてん末書が提出されない場合は、所属長が指定工事店に対し、てん末書の提出について（様式第4号）により、てん末書の提出を求めた日の翌日から2週間を経過した日とする。
- 4 第1項の違反点は、最後に違反点の付加を受けた日から、指定停止期間を除き、1年間を経過したときは消滅するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、指定工事店が条例第6条の9第1項の規定による指定の停止の処分を受けた場合は、当該処分の開始の日に、当該処分の開始日前の違反点は消滅するものとする。

### (委員会の設置)

第4条 指定工事店の処分の公正の確保及び透明性の向上を図ることを目的として、処分等についての協議を行うため、前橋市下水道排水設備指定工事店審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (委員会の組織)

第5条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は水道局長、副委員長は経営企画課長、委員は下水道整備課長、下水道施設課長、水道整備課長及び浄水課長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を統括し、議事その他を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員会の庶務は、経営企画課において処理する。

### (委員会の開催)

第6条 委員長は、指定工事店に付加した違反点が別表第2に規定する累積点数に達し、処分に係る協議が必要となったときその他指定工事店に関し協議が必要となったときは、速やかに委員会を開催するものとする。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると判断したときは、委員以外の者その他当該事案に関係のある者の出席を求めることができる。

### (回議による決定)

第7条 前条の規定にかかわらず、軽易な事項については、委員の回議をもって決することができる。

### (結果の報告)

第8条 委員長は、処分等についての協議を終了し、又は回議により決定したときは、その結果を、理由を添えて書面をもって、前橋市公営企業管理者（以下「管理者」という。）に報告しなければならない。ただし、処分等についての協議が終了し、又は回議により決定したときから処分の開始の日までの間に違反点が付加され、処分内容が変更となる可能性がある場合、委員長は再度委員会を開催し、付加後の点数にて処分についての協議を行い、その結果を、理由を添えて書面をもって、管理者に報告するものとする。

### (違反行為に対する処分)

第9条 管理者は、第3条の規定により指定工事店に付加された違反点の累積が別表第2に定める点数となったときは、前条の報告を受けて、同表に定める累積点数及び前歴（違反点が最後に付加された日を起算日とする過去2年以内に

において、条例第6条の9第1項の規定に基づく処分（指定の取消しを除く。）を受けた回数をいう。）を基準とし、条例第6条の9第1項の規定に基づく処分を行う。

- 2 管理者は、別表第1に規定する違反行為のほか、指定工事店が別表第3に規定する違反行為を行ったと認められるときは、当該違反行為等に応じ、同表に定める措置を行う。
- 3 第1項の規定による処分又は前項の規定による措置に関する事務は、経営企画課において処理する。
- 4 管理者は、第1項の規定による処分又は第2項の規定による措置を行う場合において、必要があると認めるときは、処分又は措置の実施と同時に誓約書（様式第5号）の提出を求めることができる。

（意見陳述のための手続）

第10条 管理者は、前条第1項に規定する処分を行うときは、当該処分の名宛人になるべき者について、弁明の機会を付与し、又は意見陳述のため聴聞の手続を行うものとする。

- 2 弁明の機会の付与にあっては、弁明書の提出を求めるものとする。
- 3 聴聞の実施に当たっては、聴聞通知書により通知する。
- 4 聴聞は、経営企画課長が主宰する。
- 5 聴聞を終結したときは、経営企画課長は、速やかに聴聞調書、聴聞報告書及び処分案を作成し、管理者に報告する。
- 6 その他意見陳述のための手続に関しては、前橋市行政手続条例（平成9年前橋市条例第44号）及び前橋市水道局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程（平成10年前橋市水道局管理規程第5号）の定めるところによる。

（処分の確認）

第11条 委員長は、前条の手続の結果を踏まえ、処分の内容を確認するため、委員会を開催し、その結果を管理者に報告するものとする。

- 2 第5条から第8条までの規定は、前項の場合について準用する。
- （処分の通知）

第12条 管理者は、前条第1項の規定による報告を受け決定した処分の内容について、被処分者に対し下水道排水設備指定工事店処分通知書（様式第6号）により通知するものとする。

- 2 前項の処分を行った場合は、条例第6条の9第2項の規定に基づき、告示を行うものとする。

（処分後の施行）

第13条 処分を受けた指定工事店は、その処分の開始の日から排水設備等の新

設等の工事の施行及び工事の申請をすることができない。ただし、当該処分の開始の日の前日までに申請を受けたものについてはこの限りでない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、指定工事店の違反行為に対する処分等に関し、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

番号	違反内容	処分根拠 条文	関係法令条文		点数
			前橋市公共 下水道条例	前橋市公 共下水道 条例施行 規程	
1	排水設備等の新設等の工事に関する技術上の管理ができなかったとき。	前橋市公共下水道条例第6条の9第1項第2号	第6条の4第2項第1号		1点
2	排水設備等の新設等の工事に従事する者の技術上の指導監督ができなかったとき。	同上	第6条の4第2項第2号		1点
3	排水設備等の新設等の工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令規定に適合していることの確認ができなかったとき。	同上	第6条の4第2項第3号		1点
4	新設等の工事完成後の完了検査立会い依頼工事の立会いを行わなかつたとき。	同上	第6条の4第2項第4号		1点
5	工事施行の申込みを受けたとき、正当な理由がなく、依頼を拒んだとき。	前橋市公共下水道条例第6条の9第1項第3号	第6条の7第1項	第24条第1項第1号	1点
6	工事を適正な工費で施行しなかつたとき。	同上	同上	第24条第1項第2号	1点
7	工事契約を締結するときに、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなかつたとき。	同上	同上	第24条第1項第3号	1点
8	工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき。	同上	同上	第24条第1項第4号	2点
9	指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与したとき。	同上	同上	第24条第1項第5号	2点
10	排水設備及びこれに接続する除害施設の新設等を行おうとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならぬが、管理者の確認を受けないで工事に着手したとき。	同上	同上	第24条第1項第6号	2点

1 1	上記違反について、管理者の確認を受けずに工事を完成させたとき。	同上	同上	同上	1 点
1 2	責任技術者の監理の下において、工事の設計及び施工ができなかったとき。	同上	同上	第 24 条第 1 項第 7 号	1 点
1 3	工事の完了後 1 年以内にその排水設備等が当該工事のかしに起因して故障したときは、当該工事を施行した指定工事店がこれを補修するものとし、その費用は、当該指定工事店の負担とするが、これに違反したとき。	同上	同上	第 24 条第 1 項第 8 号	2 点
1 4	管理者の求めに対し虚偽の報告や虚偽の資料提出をしたとき又は正当な理由なくこれに応じないとき。	前橋市公共下水道条例第 6 条の 9 第 1 項第 4 号	第 6 条の 7 第 2 項		5 点
1 5	新設等の工事完成後、14 日以内に完了の届出をしないで、検査を受けなかったとき。	前橋市公共下水道条例第 6 条の 9 第 1 項第 6 号	第 8 条		1 点
1 6	その施行する排水設備等の新設等の工事が下水道施設の機能に障害を与える、又は与えるおそれがあるとき。	前橋市公共下水道条例第 6 条の 9 第 1 項第 7 号			2 点
1 7	事業所の名称及び所在地等の変更について、虚偽の届出をしたとき。	前橋市公共下水道条例第 6 条の 9 第 1 項第 5 号	第 6 条の 8	第 25 条第 2 項	1 点
1 8	休止届、廃止届、再開届を届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	前橋市公共下水道条例第 6 条の 9 第 1 項第 5 号	第 6 条の 8	第 26 条第 1 項	1 点
1 9	不正の手段により指定工事店として指定を受けたとき。	前橋市公共下水道条例第 6 条の 9 第 1 項第 1 号	第 6 条		20 点
2 0	指定の停止処分を受けた指定工事店が指定停止期間中に排水設備工事を施行したとき（第 13 条ただし書の規定によるものを除く。）	前橋市公共下水道条例第 6 条の 9 第 1 項第 3 号	第 6 条		20 点

別表第2 (第9条関係)

前歴	累積点数			
	5～9点	10点～14点	15点～19点	20点～
なし	1か月の指定停止	3か月の指定停止	6か月の指定停止	指定取消
1回	3か月の指定停止	6か月の指定停止	指定取消	
2回	6か月の指定停止	指定取消		
3回	指定取消			

別表第3（第9条関係）

違反内容	根拠条文	関係法令条文		措置内容
		前橋市公共下水道条例	前橋市公共下水道条例施行規程	
災害等緊急時において排水設備等の復旧に関し、管理者から協力の要請があつた際、これに協力するよう努めなかつたとき。	前橋市公共下水道条例第6条の9第1項第3号		第24条第2項	口頭注意
事業所の名称及び所在地等の変更について、30日以内に届出をしなかつたとき。	前橋市公共下水道条例第6条の9第1項第5号	第6条の8	第25条第2項	口頭注意